

避難所について



内閣府政策統括官(防災担当)付
参事官(被災者行政担当)付

1. 避難所について

避難所の開設等は、市町村が行う自治事務であり、避難所における生活環境の整備は努力義務ではあるが、内閣府としても、市町村には、「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」等を通じて助言。

・平成28年4月に避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針を改定

→取組指針に基づくガイドラインの作成

①避難所運営ガイドライン

②福祉避難所の確保・運営ガイドライン

③避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン

平成29年4月以降、上記ガイドライン等を補完する報告書等により実施

災害対策基本法(昭和36年法律第223号)(抄)

(指定避難所の指定)

第49条の7 市町村長は、想定される災害の状況、人口の状況その他の状況を勘案し、災害が発生した場合における適切な避難所(避難のための立退きを行った居住者、滞在者その他の者(以下「居住者等」という。)を避難のために必要な間滞在させ、又は自ら居住の場所を確保することが困難な被災した住民(以下「被災住民」という。)その他の被災者を一時的に滞在させるための施設をいう。以下同じ。)の確保を図るため、政令で定める基準に適合する公共施設その他の施設を指定避難所として指定しなければならない。

2 第四十九条の四第二項及び第三項並びに前二条の規定は、指定避難所について準用する。この場合において、第四十九条の四第二項中「前項」とあり、及び同条第三項中「第一項」とあるのは「第四十九条の七第一項」と、前条中「第四十九条の四第一項」とあるのは「次条第一項」と読み替えるものとする。

3 都道府県知事は、前項において準用する第四十九条の四第三項又は前条第二項の規定による通知を受けたときは、その旨を内閣総理大臣に報告しなければならない。

災害対策基本法施行令(昭和37年政令第288号)(抄)

(指定避難所の基準)

第20条の6 法第49条の7第1項の政令で定める基準は、次のとおりとする。

- 1 避難のための立退きを行った居住者等又は被災者(次号及び次条において「被災者等」という。)を滞在させるために必要かつ適切な規模のものであること。
- 2 速やかに、被災者等を受け入れ、又は生活関連物資を被災者等に配布することが可能な構造又は設備を有するものであること。
- 3 想定される災害による影響が比較的少ない場所にあるものであること。
- 4 車両その他の運搬手段による輸送が比較的容易な場所にあるものであること。
- 5 主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者(以下この号において「要配慮者」という。)を滞在させることが想定されるものにあつては、要配慮者の円滑な利用の確保、要配慮者が相談し、又は助言その他の支援を受けることができる体制の整備その他の要配慮者の良好な生活環境の確保に資する事項について 内閣府令で定める基準に適合するもの であること。

一般基準

特別基準

災害対策基本法施行規則(昭和37年総理府令第52号)(抄)

(令第20条の6の内閣府令で定める基準)

第1条の9 令第20条の6の内閣府令で定める基準は、次のとおりとする。

- 1 高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者(以下この条において「要配慮者」という。)の円滑な利用を確保するための措置が講じられていること。
- 2 災害が発生した場合において要配慮者が相談し、又は助言その他の支援を受けることができる体制が整備されること。
- 3 災害が発生した場合において主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されること。

防災基本計画(平成30年6月 中央防災会議)(抄)

第2編 各災害に共通する対策編

第1章 災害予防

(3) 指定避難所

第6節 迅速かつ円滑な災害応急対策，災害復旧・復興への備え

7 避難の受入れ及び情報提供活動関係

○指定避難所については，市町村は，被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し，速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって，想定される災害による影響が比較的少なく，災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定するものとする。なお，福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては，要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられ，相談等の支援を受けられることができる体制が整備されているもの等を指定するものとする。

指定避難所の指定状況に関する国への報告様式

記載例 3

平成29年x月xx日現在
○○県

NO	施設名	住所	管理担当 連絡先	指定緊急避難 場所との重複	災害対策基本法施行令 第20条の6第5号に 規定する指定基準を 満たすものであるか	想定収容人数
1	○○小学校	○○県××市××1-2-3	xxxx-xx-xxxx			200人 (3㎡当り1人)
2	××市民体育館	○○県××市××1-2-4	xxxx-xx-xxxx	1		250人 (2㎡当り1人)
3	××公民館	○○県××市××1-2-5	xxxx-xx-xxxx			100人 (3㎡当り1人)
4	△△中学校	○○県△△郡△△町△△123-1	xxxx-xx-xxxx	1	1	150人 (2㎡当り1人)
5	△△福祉センター	○○県△△郡△△町△△123-2	xxxx-xx-xxxx		1	50人 (3.3㎡当り1人)
6	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮
7	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮
8	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮
9	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮
10						
11						
12						
13						
14						
15						

都道府県別の指定避難所数等(平成30年10月1日現在)

NO	都道府県名	指定避難所数	うち福祉避難所数	確保している福祉避難所数
1	北海道	5,202	558	1,195
2	青森県	1,775	308	719
3	岩手県	1,617	88	382
4	宮城県	1,477	8	614
5	秋田県	1,257	92	302
6	山形県	1,069	151	278
7	福島県	2,438	422	374
8	茨城県	1,509	168	436
9	栃木県	980	256	539
10	群馬県	1,469	300	310
11	埼玉県	2,264	292	711
12	千葉県	1,743	219	1,005
13	東京都	2,498	476	1,429
14	神奈川県	1,105	117	1,324
15	新潟県	1,745	235	553
16	富山県	1,078	54	194
17	石川県	932	47	340
18	福井県	820	188	238
19	山梨県	857	167	321
20	長野県	2,948	230	565
21	岐阜県	1,981	275	503
22	静岡県	1,478	225	773
23	愛知県	2,906	301	815
24	三重県	1,432	131	389

NO	都道府県名	指定避難所数	うち福祉避難所数	確保している福祉避難所数
25	滋賀県	912	183	428
26	京都府	1,132	93	532
27	大阪府	2,795	548	999
28	兵庫県	2,402	200	980
29	奈良県	1,068	76	245
30	和歌山県	1,526	147	256
31	鳥取県	502	33	146
32	島根県	1,292	94	180
33	岡山県	1,620	53	297
34	広島県	2,160	17	373
35	山口県	1,192	50	200
36	徳島県	1,080	41	167
37	香川県	677	28	196
38	愛媛県	2,002	290	283
39	高知県	1,802	153	204
40	福岡県	2,793	176	549
41	佐賀県	595	73	144
42	長崎県	1,591	52	323
43	熊本県	1,294	115	489
44	大分県	1,172	125	335
45	宮崎県	1,273	68	224
46	鹿児島県	1,921	89	557
47	沖縄県	514	52	163
全国合計		75,895	8,064	22,579

※指定避難所を指定している自治体数:1,622自治体

福祉避難所を指定している自治体数:1,020自治体

福祉避難所を確保している自治体数:1,600自治体

※確保している福祉避難所数については、協定を締結するなどして発災時に開設できる状態の福祉避難所を含む。

避難所に関する調査(平成30年10月1日現在。内閣府調査)

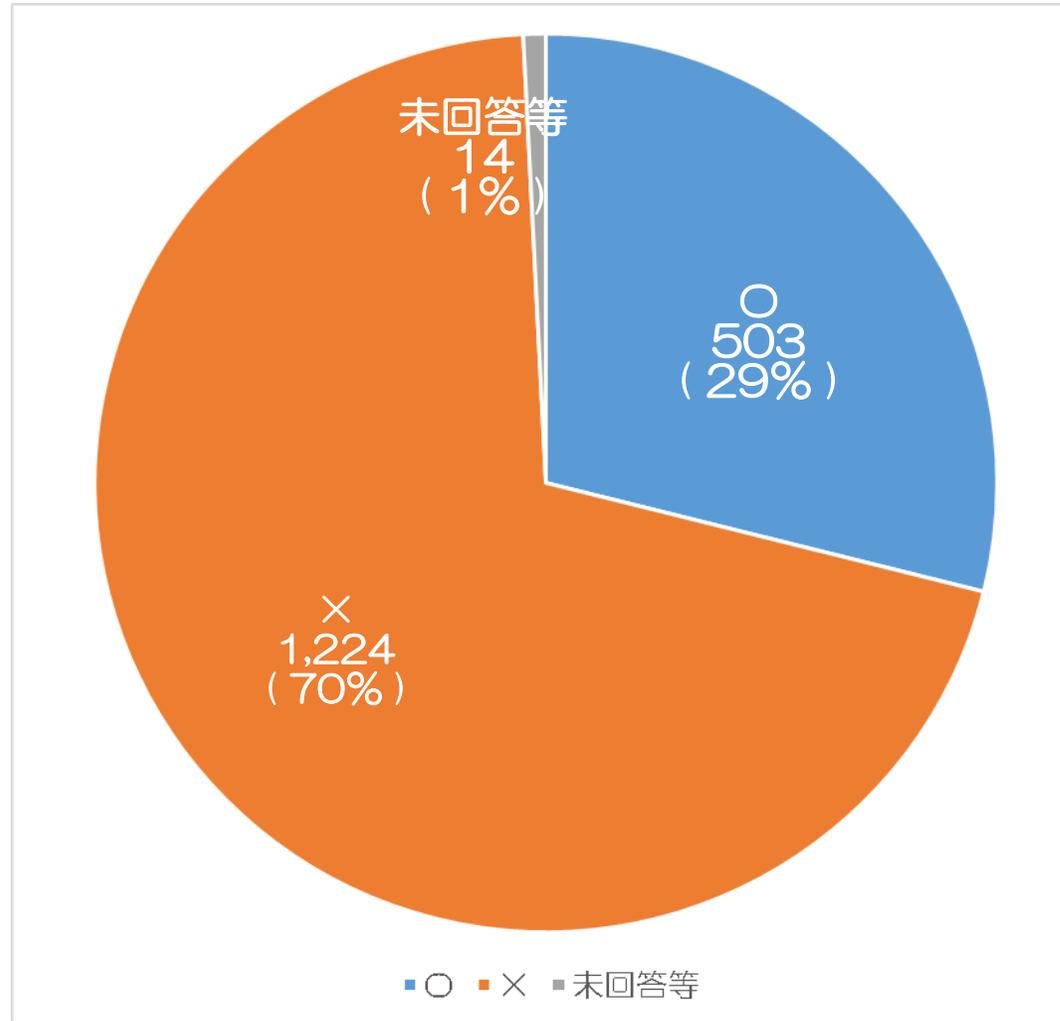
福祉避難所を確保していない市区町村
141

指定避難所75,895
(1,622市区町村)

福祉避難所として確保22,579
(1,600市区町村)

法定福祉避難所
8,064
(1,020市区町村)

Q: 貴市町村では、問7(法定の福祉避難所として指定)で回答した施設数以外の施設を福祉避難所として指定していますか。



避難所に関する調査(平成30年10月1日現在。内閣府調査)

●防災基本計画(平成30年6月 中央防災会議)(抄)

第2編 各災害に共通する対策編

第2章 災害応急対策

第6節 避難の受入れ及び情報提供活動

3 指定避難所

(1)指定避難所の開設

○市町村は、発災時に必要に応じ、指定避難所を開設し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。また、要配慮者のため、福祉避難所を開設するものとする。必要があれば、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て避難所として開設する。さらに、要配慮者に配慮して、被災地域外の地域にあるものを含め、旅館・ホテル等を避難所として借り上げるなど、多様な避難所の確保に努めるものとする。

●避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針(平成25年8月 内閣府(防災担当))(抄)

第1 平時における対応

2 避難所の指定

(1)指定避難所の指定等

①指定避難所の指定

カ 管内の公共施設のみでは避難所を量的に確保することが困難な場合には、旅館、ホテル、企業の社屋の一部(ロビー、会議室等)、企業の研修施設や福利厚生施設(運動施設、寮・保養所等)等を活用できるよう事前に協定を締結するなどしておくこと。

府 政 防 第 6 0 号
消 防 災 第 2 1 号
国 地 応 処 第 7 0 号
平成 31 年 1 月 24 日

各都道府県防災主管部長 殿

内閣府政策統括官（防災担当）付
参事官（調査・企画担当）
参事官（被災者行政担当）
消防庁国民保護・防災部防災課長
国土交通省国土地理院応用地理部長
(公 印 省 略)

指定緊急避難場所及び指定避難所の指定の促進等について

平素より防災行政につきまして、ご理解とご協力をご賜り感謝申し上げます。

さて、平成 25 年 6 月に災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号、以下「法」という。）が改正され、市町村長による指定緊急避難場所及び指定避難所（以下「指定緊急避難場所等」という。）の指定制度が平成 26 年 4 月 1 日から施行されました。これを受けて、「災害対策基本法等（地区防災計画、指定緊急避難場所及び指定避難所関連事項）の運用について」（平成 26 年 3 月 26 日付け府政防第 369 号、消防災第 126 号）等によりこれまで取組を要請してきたところです。

「指定避難所の指定状況の確認等について」（平成 30 年 4 月 27 日付け内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（被災者行政担当）及び消防庁国民保護・防災部防災課長事務連絡）並びに「平成 30 年度消防防災・震災対策現況調査の実施について（依頼）」（平成 30 年 4 月 27 日付け消防情第 138 号）に基づき調査結果によると、指定緊急避難場所等を指定している市町村の割合は年々増加しているもの（別紙参照）、未だに指定していない市町村も散見される状況です。

貴殿におかれましては、引き続き、指定緊急避難場所等の指定促進に関する市町村への助言をしていただくとともに、下記の内容をご理解の上、今後の防災対策に万全を期すために、貴都道府県内の市町村に対しても周知いただきますようお願いいたします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の技術的助言であることを申し添えます。

記

1. 指定緊急避難場所等の指定について

- 当該制度の施行後4年経過していることから、すみやかに指定すること。
- 指定緊急避難場所と指定避難所とを兼ねて指定することは可能とされているが（法第49条の8）、以下の区別やそれぞれの指定基準等に十分留意の上、適切な指定をすること。
 - ・指定緊急避難場所：災害から命を守るために緊急的に避難する場所等
 - ・指定避難所：災害発生後に、被災者等を一定期間滞在させるための施設
- 指定緊急避難場所について、災害の想定等により、近隣の市町村の協力を得て、近隣市町村に設けることで、より効率的な避難が可能となる場合もあることから、地域の実情に応じ、近隣市町村への指定についても検討すること。
- 指定避難所を指定する際に併せて広域一時滞在の用にも供することについても定めるよう努めること。
- 既に指定を行った指定緊急避難場所・指定避難所についても、法や本通知等の内容を踏まえ、収容人数や安全性、管理の状況など、その適切性について適時の見直しを行うこと。

2. その他

- 国土地理院のウェブサイト「地理院地図」において、平成29年2月に公開を開始した指定緊急避難場所データについても、データの報告をしている市町村は約79.7%（平成30年12月19日現在）に留まっています。「地理院地図」における指定緊急避難場所データの公開開始について」（平成29年2月16日付け国地応防第33号、府政防第28号、消防災第24号）の通知を参考に、指定緊急避難場所等のデータの整備・公開のための報告を行っていただくようお願いいたします。

<本件連絡先>

【指定緊急避難場所の制度関係】

内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（調査・企画担当）付
仲澤、奥山（TEL：03-3501-5693）

【指定避難所の制度関係】

内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（被災者行政担当）付
石田、堤（TEL：03-3501-5191）

【指定緊急避難場所等に関する調査、指定避難所の報告関係】

消防庁国民保護・防災部防災課
外圍、岡戸（TEL：03-5253-7525）

【地理院地図関係】

国土交通省国土地理院応用地理部地理情報処理課
山崎、中峰（TEL：029-864-6922）

2. 避難所等における物資の備蓄について

防災基本計画(平成30年6月中央防災会議)(抄)

第2編第1章第6節7(3)指定避難所

○市町村は、指定避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、常備薬、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄に努めるものとする。

【財源】

- ・地方交付税で措置

3. 避難所の生活環境の整備について

防災基本計画(平成30年6月中央防災会議)(抄)

第2編第2章第6節3(2)指定避難所の運営管理等

○市町村は、指定避難所における生活環境が常に良好なものであるよう努めるものとする。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理状況など、避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、必要に応じ、指定避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるものとする。

避難所の生活改善のために応急的に整備すべきもの

避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針(平成25年8月 内閣府(防災担当)) (抄)

第2 発災後における対応

2 避難所の設置と機能整備

(2) 避難所の機能

- ⑦ 災対法86条の6に基づき、被災者の避難所における生活環境の整備のため、優先順位を考慮して、必要に応じ、次の設備や備品を整備するとともに、被災者に対する男女別のトイレ・更衣室・洗濯干し場や授乳室の設置等によるプライバシーの確保、暑さ寒さ対策、入浴及び洗濯の機会確保の他、子どもの遊びや学習のためのスペースの確保等、生活環境の改善対策を講じること。

ア 畳、マット、カーペット、簡易ベッド

イ 間仕切り用パーティション

ウ 冷暖房機器

エ 洗濯機・乾燥機、洗濯干し場

オ 仮設風呂・シャワー

カ テレビ・ラジオ

キ 簡易台所、調理用品

ク その他必要な設備・備品

府 政 防 第 884 号
平 成 30 年 7 月 7 日

117

鳥取県 災害救助担当主管部（局）長 殿
鳥取県 防災（避難所・福祉避難所）担当部（局）長 殿
広島県 災害救助担当主管部（局）長 殿
広島県 防災（避難所・福祉避難所）担当部（局）長 殿
岡山県 災害救助担当主管部（局）長 殿
岡山県 防災（避難所・福祉避難所）担当部（局）長 殿



内閣府政策統括官（防災担当）付
参事官（被災者行政担当）

避難所の生活環境の整備等について（留意事項）

平成 30 年台風第 7 号及び前線等に伴う大雨による災害においては、多数の者が避難して継続的に救助を必要としているところであり、一日も早く被災者の方々の生活環境を整えることが重要である。特に高齢者や障害者等の要配慮者についても十分な配慮が必要である。

このため、災害救助法を適用した市町村での避難所の生活環境の整備等については、「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針（平成 28 年 4 月改定）」等を参考としながら、「災害救助事務取扱要領」を要約した下記のことにより留意の上、十分な配慮をお願いしたい。

記

1. 避難所の設置

避難所の開設期間の長期化が見込まれる場合は、衛生的な環境の維持や避難者の健康管理のための十分な体制を確保するとともに、次の設備や備品等を整備し、被災者に対するプラバイシーの確保、暑さ対策、入浴及び洗濯の機会の確保等を図るなど、生活環境の改善対策を講ずること。なお、整備に当たっては、原則としてリースを基本とするが、必要に応じて購入による整備も可能であること。

- ① 簡易ベッド（代用品等を含む。）、畳、マット、カーペット
- ② 間仕切り用パーテーション、仮設スロープ
- ③ テレビ、ラジオ、冷暖房機器
- ④ 公衆電話、公衆ファクシミリ
- ⑤ 仮設トイレ、障害者用ポータブルトイレ

- ⑥ 仮設洗濯場（洗濯機、乾燥機等の借上料等を含む。）、簡易シャワー・仮設風呂
- ⑦ 仮設炊事場（簡易台所、調理用品等）
- ⑧ その他必要な設備品

2. 炊き出しその他の食品の給与

炊き出しその他の食品の給与を実施する場合は、長期化に対応して、管理栄養士等が必要に応じて雇い上げるなどして、メニューの多様化、適温食の提供、栄養バランスの確保、高齢者や病弱者に対する配慮等、質の確保について配慮すること。

3. 福祉避難所の設置

避難所については、高齢者や障害者等の要配慮者のニーズを把握し、福祉避難スペースを設けるなどの必要な対応を行うとともに、必要に応じて、社会福祉施設等や公的宿泊施設等の協力も得つつ、実質的に福祉避難所として開設するなどの措置を講ずること。

（注）福祉避難所については、避難所の災害救助費の基準額（1人1日あたり320円）に特別な配慮のために必要な通常の実費を加算することができる。特別な配慮のために必要な通常の実費については、以下の費用を想定している。

- ・概ね10人の対象者に1人の相談等に当たる介護員等を配置するための費用
- ・高齢者や障害者等に配慮したポータブルトイレ等の借上げ費用
- ・日常生活上の支援を行うために必要な紙おむつ、ストーマ用装具等の消耗器材の購入費

4. 応急仮設住宅の供与

住民の避難が長期に渡ると見込まれる場合には、応急仮設住宅の供与を検討すること。また、必要に応じて、住宅の応急修理制度の活用を図ること。なお、応急仮設住宅に居住する世帯については、住宅の応急修理制度との併給はできないので、この点留意すること。

- ① 応急仮設住宅を設置する場合には、速やかにその必要数を把握し、建設事業者団体等の協力を得て、応急仮設住宅を建設すること。
また、応急仮設住宅の設置に代えて民間賃貸住宅の借り上げも可能であること。
- ② 住宅の応急修理の実施に当たっては、速やかに住宅の応急修理実施要領を作成し、住民への周知を十分行うこと。

5. 特別基準の設定

災害救助法による救助については、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」（平成25年内閣府告示第228号。以下「一般基準」とい

う。)に基づき実施されているところであるが、被災状況等によっては、一般基準では対応できない場合もあることから、特別基準を設定することが可能であるので、幅広くご相談いただきたい。

(参考)

- 避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針（平成28年4月改定）
<http://www.bousai.go.jp/taisaku/hinanjo/pdf/1605kankyokakuho.pdf>
- 避難所運営ガイドライン（平成28年4月）
http://www.bousai.go.jp/taisaku/hinanjo/pdf/1605hinanjo_guideline.pdf
- 避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン（平成28年4月）
http://www.bousai.go.jp/taisaku/hinanjo/pdf/1605hinanjo_toilet_guideline.pdf
- 福祉避難所の確保・運営ガイドライン（平成28年4月）
http://www.bousai.go.jp/taisaku/hinanjo/pdf/1604hinanjo_hukushi_guideline.pdf
- 災害救助事務取扱要領（平成30年4月）
http://www.bousai.go.jp/taisaku/kyuujo/pdf/kyujo_jimutori1.pdf
- 平成28年度避難所における被災者支援に関する事例等報告書（平成29年4月）
<http://www.bousai.go.jp/taisaku/hinanjo/pdf/houkokusyo.pdf>

【本件問合せ先】

内閣府政策統括官（防災担当）付
参事官（被災者行政担当）付
石田・堤

TEL：03-3501-5191（直通）

【平成30年7月豪雨】プッシュ型支援物資の一覧

○平成30年7月豪雨において、プッシュ型物資支援を実施。
○プッシュ型支援により、水、食料、クーラーなど避難所に避難している被災者の生活に不可欠な物資約257万点を供給。(平成30年7月26日をもって地域主導の調達に移行)

○ 水、飲料関係 721,308本

- ・水(500ml) 244,760本
- ・その他飲料 476,548本

○ 食料品 428,121点

○ クーラー 630台

○ トイレ関係 6,230点

- ・仮設トイレ 292基
- ・その他(トイレトーパー等) 5,938点

○ 寝具関係 7,754点

- ・段ボールベッド 6,817個
- ・その他(パーテーション、マット等) 937点

○ 衛生関係 40,169点

- ・生理用品 10,344セット
- ・洗濯機・乾燥機 149台
- ・その他(タオル、下着類等) 29,676点

○ 飲食関係 27,230点

- ・冷蔵庫 78台
- ・その他(紙皿、紙コップ等) 27,152点

○ 復旧資機材関係 1,342,486点

- ・土のう袋 1,311,820枚
- ・ブルーシート 3,914枚
- ・その他(スコップ・ゴム手袋等) 26,752点

合計 2,573,998点

(平成30年8月28日時点)

【北海道胆振東部地震】プッシュ型支援物資の一覧



- 平成30年9月6日に発生した北海道胆振東部地震においてもプッシュ型物資支援を実施。
- プッシュ型支援により、水、食料、段ボールベッド、携帯電話用充電機など避難所に避難している被災者の生活に不可欠な物資約33万点を供給。(平成30年9月8日開始、22日をもって地域主導の調達に移行)

○ 水、飲料関係 82,296本

- ・水(500ml) 30,528本
- ・その他飲料 51,768本

○ 食料品 179,040点

○ 携帯用充電機 2,336点

○ 乾電池 15,900点

○ 寝具関係 4,456点

- ・段ボールベッド 1,400個
- ・パーテーション 800点
- ・毛布 2,256枚

○ 衣類 6,260点

○ 携帯トイレ 2,000点

○ 生活用品 32,513点

- ・トイレトーパー 4,200点
- ・紙食器 4,000点
- ・その他(タオル、石鹸等) 24,313点

○ 暖房器具 47点

○ 洗濯機・乾燥機 各33台

○ 資材 1,645点

- ・土のう袋 1,000枚
- ・その他(一輪車、スコップ等) 645点

○ 燃料

- ・15病院に対して非常用発電機用の燃料を補給

合計 326,559点

(平成30年10月5日時点)

【岡山県倉敷市の避難所(まきび荘:平成30年11月)の例】





第2 発災後における対応

7 食物アレルギーの防止等の食料や食事に関する配慮

(1) 食事の原材料表示

食物アレルギーの避難者が食料や食事を安心して食べることができるよう、避難所で提供する食事の原材料表示を示した包装や食材料を示した献立表を掲示し、避難者が確認できるようにすること。

(2) 避難者自身によるアレルギーを起こす原因食品の情報提供

避難所において、食物アレルギーの避難者の誤食事故の防止に向けた工夫として、配慮願いたい旨を周囲に伝えるために、周りから目視で確認できるように食物アレルギーの対象食料が示されたビブス、アレルギーサインプレート等を活用すること。

(3) 文化・宗教上の理由による食事への配慮

文化・宗教上の理由から外国人等の避難者が食べることができない食料がある場合、当該避難者に対し、可能な限り配慮することが望ましいこと。

現地の特性に応じて、柔軟に対応（以下、一例）



③ 市町村が作成した看板
（使用した原材料、調味料
等を表示）を掲示



① 使用した調味料の瓶等を
配食場等の前に置く

② アレルギーに関する注意喚起
（自治体の問い合わせ先など）を
表示

乳児用液体ミルクについて

- 平成31年3月5日から販売会社の通信サイトにて発売され、11日から全国で順次販売が開始。
- 開封してそのまま飲ませることが可能であり、飲用水やお湯の確保が困難な災害時にも有効であると期待され、関心も高いと承知。
- 粉ミルクに比べ、賞味期限が短く、また、利用した経験者が少ないというデメリットもあるところ。

○プッシュ型支援による物資調達

【対象品目】

プッシュ型支援により被災都道府県に供給する品目は、食料、毛布、育児用調製粉乳、乳児・小児用おむつ、大人用おむつ、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレトーパー、生理用品の8品目とする。

品目	物資関係省庁	調整先
食料	農林水産省	関係業界団体、関係事業者
毛布	消防庁	地方公共団体
	経済産業省	関係業界団体、関係事業者
育児用調製粉乳	農林水産省	関係業界団体、関係事業者
乳児・小児用おむつ	厚生労働省	関係業界団体、関係事業者
大人用おむつ		
携帯トイレ・簡易トイレ	消防庁	地方公共団体
	経済産業省	関係業界団体、関係事業者
トイレトーパー	経済産業省	関係業界団体、関係事業者
生理用品	厚生労働省	関係業界団体、関係事業者